

真庭市規則第14号

真庭市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の施行に関し、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の給水開始前の届出)

第2条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、専用水道給水開始届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(専用水道の布設工事確認申請等)

第3条 法第33条第1項に規定する布設工事の確認の申請をしようとする者は、専用水道布設工事確認申請書(様式第2号)に法第33条第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 動水圧計算書
- (2) 付近の見取図
- (3) 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本
- (4) 取水する原水水質検査書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合すると認めるときは、専用水道布設工事確認通知書(様式第3号)により、適合しないと認めるときは、その適合しない理由を付して、専用水道布設工事不適合通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(専用水道の変更、廃止等の届出)

第4条 専用水道の設置者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条に規定する専用水道布設工事確認申請書の内容に変更があった

場合 専用水道記載事項変更届(様式第 5 号)

- (2) 新たに専用水道に該当することとなった場合 専用水道設置届(様式第 6 号)
- (3) 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合 専用水道業務委託届(様式第 7 号)
- (4) 前号の委託に係る契約が効力を失った場合 専用水道業務委託契約失効届(様式第 8 号)
- (5) 専用水道の水道技術管理者を設置した場合 専用水道技術管理者設置届(様式第 9 号)
- (6) 専用水道の水道技術管理者を変更した場合 専用水道技術管理者変更届(様式第 10 号)
- (7) 専用水道の給水の緊急停止を行った場合 専用水道給水緊急停止報告書(様式第 11 号)
- (8) 専用水道による給水を休止又は廃止した場合 専用水道廃止(休止)届(様式第 12 号)

(専用水道の水質検査結果等の報告)

第 5 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定による水質検査を行ったときは、当該水質検査の結果を水質検査報告書(様式第 13 号)により、検査を行った翌年度の 7 月 1 日までに市長に提出しなければならない。ただし、水質検査の結果、水質基準(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に適合しない項目があったときは、連絡票(様式第 14 号)により、直ちに市長に報告しなければならない。

(簡易専用水道に係る届出)

第 6 条 簡易専用水道の設置者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 簡易専用水道を設置した場合 簡易専用水道設置届(様式第 15 号)
 - (2) 前号に規定する届出の内容に変更があった場合又は施設設備(受水槽、高置水槽、ポンプ)を変更した場合 簡易専用水道変更届(様式第 16 号)
 - (3) 簡易専用水道を廃止した場合 簡易専用水道廃止届(様式第 17 号)
- (帳簿書類の備付け)

第7条 専用水道の設置者は、次の各号に掲げる書類を備え、当該書類を作成した日から5年間保存しなければならない。ただし、第2号に規定する書類は永年保存とする。

(1) 法第34条第1項において準用する法第20条及び第21条に規定する水質検査等の管理に関する記録

(2) 専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

2 簡易専用水道の設置者は、次の各号に掲げる書類を備え、当該書類を作成した日から3年間保存しなければならない。ただし、第3号及び第4号に規定する書類は永年保存とする。

(1) 省令第55条各号に規定する簡易専用水道の管理に関する基準についての記録

(2) 省令第56条に規定する簡易専用水道の定期検査に関する帳簿書類

(3) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

(4) 水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に岡山県水道法施行細則(昭和33年岡山県規則第42号)の規定により岡山県知事又は真庭保健所長に対して行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定により行われたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

専用水道給水開始届

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、専用水道の給水開始について次のとおり届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道事業施設の設置所在地
- 3 給水開始予定年月日
- 4 給水開始予定区域及び人口
- 5 水道事務所の名称及び所在地
- 6 水道事業の竣工年月日
- 7 添付書類
 - (1) 動水圧計算書
 - (2) 付近の見取図
 - (3) 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本
 - (4) 取水する原水水質検査書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

専用水道布設工事確認申請書

真庭市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第33条第1項の規定により、専用水道布設工事計画について次のとおり確認の申請をします。

- 1 水道の名称
- 2 水道事業施設の設置所在地
- 3 工事開始予定年月日
- 4 給水開始予定年月日
- 5 添付書類
 - (1) 工事設計書(水道法第33条第4項に掲げる事項を記載のこと。)
 - (2) 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
 - (3) 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - (4) 水道施設の位置を明らかにする地図
 - (5) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - (6) 主要な水道施設((7)に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (7) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第3号(第3条関係)

第 号

住 所

氏 名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事確認通知書

水道法(昭和32年法律第177号)第33条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計について、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

年 月 日

真庭市長

印

様式第4号(第3条関係)

第 号

申請者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事不適合通知書

水道法(昭和32年法律第177号)第33条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、次の事項について、同法第5条の規定による施設基準に適合しないので、同法第33条第5項の規定により通知します。

年 月 日

真庭市長 印

(教 示)

この決定に不服があるときは、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、真庭市長に対して審査請求をすることができ、また決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、真庭市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます(ただし、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求及び訴えの提起をすることができません。)

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

専用水道記載事項変更届

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事確認申請書の内容に変更を生じたので、真庭市水道法施行細則第4条第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道事業施設の設置所在地
- 3 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

様式第6号(第4条関係)

年 月 日

専用水道設置届

真庭市長 様

届出者 住所

氏名 印

(法人又は組合にあつては、主たる事務所)
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

新たに専用水道に該当することとなりましたので、真庭市水道法施行細則第4条第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道事業施設の設置所在地
- 3 水道事務所の名称及び所在地
- 4 供給区域等

名 称	種別	供給区域	給水戸数	給水人口	摘要
居住に必要な水を供給する区域					
居住以外のものに供給する区域					
合 計					

- 5 給水量
 - (1) 1日平均給水量
 - (2) 1日最大給水量

6 水源の種別，取水地点及び水源の水質

(1) 水源の種別

(2) 取水地点

(3) 水質検査結果

7 水道施設の概要

種 別	名 称	施設の構造及び形状寸法	数 量	摘 要

8 水道技術管理者

9 給水開始年月日

10 専用水道に該当することとなった年月日

11 添付書類

(1) 工事設計書(水道法第33条第4項に掲げる事項を記載のこと。)

(2) 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類

(3) 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

(4) 水道施設の位置を明らかにする地図

(5) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

(6) 主要な水道施設((7)に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(7) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第7号(第4条関係)

年 月 日

専用水道業務委託届

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり水道の管理に関する技術上の業務の全部(一部)を委託しましたので、真庭市水道法施行細則第4条第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 受託した業務の範囲
- 4 契約期間

様式第8号(第4条関係)

年 月 日

専用水道業務委託契約失効届

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、真庭市水道法
施行細則第4条第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 受託した業務の範囲
- 4 契約期間
- 5 当該契約が効力を失った理由

様式第9号(第4条関係)

年 月 日

専用水道技術管理者設置届

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道の水道技術管理者を設置したので、真庭市水道法施行細則第4条第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道事業施設の設置所在地
- 3 水道技術管理者の設置年月日
- 4 水道技術管理者
 - (1) 職
 - (2) 氏名
 - (3) 学歴及び水道に関する技術上の実務経験又は修了した講習
- 5 添付書類
 - (1) 履歴書
 - (2) 水道技術管理者の資格を有することを証する書面

年 月 日現在

履 歴 書	ふりがな		男 ・ 女
	氏 名	印	
	生年月日	年 月 日 生(満 才)	
ふりがな		水道実務経験年数	
(〒 -) 現住所 (電話)		年 月	

年 号	年	月	学 歴
年 号	年	月	職 歴

記入事項

- (1) 学歴は最終学歴を記載のこと(大学等にあつては、専攻した学部、学科名も記載のこと。)
- (2) 職歴はできるだけ詳しく、特に水道の実務に関する職歴は具体的に記載のこと。
- (3) 全欄漏れなく記載のこと。

様式第10号(第4条関係)

年 月 日

専 用 水 道 技 術 管 理 者 変 更 届

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道の水道技術管理者を変更したので、真庭市水道法施行細則第4条第6号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道事業施設の設置所在地
- 3 水道技術管理者の職及び氏名
旧
新

水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験又は修了した講習

- 4 変更年月日
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
 - (1) 履歴書
 - (2) 水道技術管理者の資格を有することを証する書面

年 月 日現在

履 歴 書	ふりがな		男 ・ 女
	氏 名	印	
	生年月日	年 月 日 生(満 才)	
ふりがな		水道実務経験年数	
(〒 -) 現住所 (電話)		年 月	

年 号	年	月	学 歴
年 号	年	月	職 歴

記入事項

- (1) 学歴は最終学歴を記載のこと(大学等にあつては、専攻した学部、学科名も記載のこと。)
- (2) 職歴はできるだけ詳しく、特に水道の実務に関する職歴は具体的に記載のこと。
- (3) 全欄漏れなく記載のこと。

様式第11号(第4条関係)

年 月 日

専用水道給水緊急停止報告書

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道の給水の緊急停止を行ったので、真庭市水道法施行細則第4条第7号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道事業施設の設置所在地
- 3 停止した年月日
- 4 停止の期間
- 5 停止の理由

様式第12号(第4条関係)

年 月 日

専用水道廃止(休止)届

真庭市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道を廃止(休止)したので、真庭市水道法施行細則第4条第8号の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 確認年月日及び指令番号
- 2 水道の名称
- 3 水道事業施設の設置所在地
- 4 廃止又は休止年月日
- 5 廃止又は休止の理由
- 6 廃止又は休止後の当該地区の飲料水確保の見込

19	ベンゼン	0.01 mg/L								
20	塩素酸	0.6 mg/L								
21	クロロ酢酸	0.02 mg/L								
22	クロロホルム	0.06 mg/L								
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L								
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L								
25	臭素酸	0.01 mg/L								
26	総トリハロメタン	0.1 mg/L								
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L								
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L								
29	プロモホルム	0.09 mg/L								
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L								
31	亜鉛及びその化合物	1 mg/L								
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L								
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L								
34	銅及びその化合物	1 mg/L								
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L								
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L								
37	塩化物イオン	200 mg/L								
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L								
39	蒸発残留物	500 mg/L								
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L								
41	ジェオスミン	0.00001 mg/L								
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L								
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L								
44	フェノール類	0.005 mg/L								
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L								
46	pH 値	5.8 以上 8.6 以下								

47	味	異常でないこと							
48	臭気 注2	異常でないこと							
49	色度	5度以下 度							
50	濁度	2度以下 度							

注1 大腸菌は検出回数を記入。

注2 味・臭気は種類を記入。

原水

採水地点名： 浄水系名：

番号	基準項目	参考 (浄水基準値)	1年間 最大値	1年間 最小値	1年間 平均値 注3	検査頻度 回/年
1	一般細菌	100 個/ml				
2	大腸菌 注1	検出されないこと				
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L				
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L				
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L				
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L				
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L				
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/L				
13	四塩化炭素	0.002 mg/L				
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L				
15	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L				
16	ジクロロメタン	0.02 mg/L				
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L				
18	トリクロロエチレン	0.03 mg/L				
19	ベンゼン	0.01 mg/L				
20	塩素酸	0.6 mg/L				
21	クロロ酢酸	0.02 mg/L				
22	クロロホルム	0.06 mg/L				
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L				
24	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L				
25	臭素酸	0.01 mg/L				
26	総トリハロメタン	0.1 mg/L				
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L				
28	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/L				

29	プロモホルム	0.09 mg/L				
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L				
31	亜鉛及びその化合物	1 mg/L				
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L				
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L				
34	銅及びその化合物	1 mg/L				
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L				
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L				
37	塩化物イオン	200 mg/L				
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L				
39	蒸発残留物	500 mg/L				
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L				
41	ジェオスミン	0.00001 mg/L				
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L				
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L				
44	フェノール類	0.005 mg/L				
45	有機物(全有機炭素(TOC)の 量)	3 mg/L				
46	pH 値	5.8以上 8.6以下				
47	味	異常でないこと				
48	臭気 注2	異常でないこと				
49	色度	5度以下 度				
50	濁度	2度以下 度				

注1 大腸菌は検出回数を記入。

注2 臭気は種類を記入。

注3 年1回のみ実施の場合は平均値に記入。

様式第14号(第5条関係)

連絡票(FAX送信可)

真庭市長 様

水質検査の結果、水質基準を超過する項目等があったので、
水質基準超過項目等の改善結果を

連絡します。

事業者名等			担当者名 及び連絡先	
水質基準超過等の内容	報告年月日	年 月 日		
	検査種別 (該当する番号に ○印を付すこと)	1 毎月検査項目検査(9項目) 2 基準項目検査(50項目) 3 臨時検査		
	採水年月日	年 月 日		
	浄水名又は専用水 道名等			
	水源名			
	不適項目及び結果	項目 ()	結果	基準
改善状況等	報告年月日	年 月 日		
	原因(推定)			
	講じた対策等			
備考				

注)欄内に記載できない場合は、別紙に記載のうえ添付してください。

様式第15号(第6条関係)

簡易専用水道設置届

年 月 日

真庭市長 様

届出者	住所(主たる住所の所在地)	
	フリガナ	
	氏名(法人にあっては名称)	印
	法人にあっては代表者の氏名	
	電話番号	

次のとおり簡易専用水道を設置したので、真庭市水道法施行細則第6条第1号の規定により簡易専用水道設置票を添付して届け出ます。

建築物の名称・種類				
簡易専用水道の所在地				
設置者氏名				
管理者氏名				
使用開始年月日				
受水槽容量	全容量	m ³	有効容量	m ³

簡易専用水道設置票				
建物の名称			設置者住所 (電話番号) 氏名	
所在地				
利用世帯数		利用者数	管理者住所 氏名 (電話番号)	
受水する水道事業者名				
建物の建築年次			使用開始 年月日	
設置の概要				
受水槽の全容量			受水槽の有効容量	
受水槽の材質			受水槽の設置場所	
高置水槽の容量・材質			ポンプの形式能力	
その他			備考	
地区	番号	名称	設置者	所在地

建物の位置及び付近見取図
建物の概略図及び給水系統概略図
受水槽構造図
高置水槽構造図

様式第16号(第6条関係)

簡易専用水道変更届

年 月 日

真庭市長 様

届出者	住所(主たる住所の所在地)	
	フリガナ	
	氏名(法人にあっては名称)	印
	法人にあっては代表者の氏名	
	電話番号	

次のとおり 届出事項 主要な設備 を変更したので、真庭市水道法施行細則第6条第2号の規定により届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		

(注) 設備変更の場合は簡易専用水道設置票を添付

様式第17号(第6条関係)

簡易専用水道廃止届

年 月 日

真庭市長 様

届出者	住所(主たる住所の所在地)	
	フリガナ	
	氏名(法人にあっては名称)	印
	法人にあっては代表者の氏名	
	電話番号	

簡易専用水道を廃止したので、真庭市水道法施行細則第6条第3号の規定により届け出ます。

建築物の名称・種類	
簡易専用水道の所在地	
廃止年月日	
廃止理由	